

令和5年第3回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年3月27日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	0人
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和5年第3回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>3番の荒井委員と、4番の荒岡委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらの転用目的は、農家住宅敷地です。</p> <p>申請地は、令和5年1月20日付けで農用地区域から除外されており</p>

	<p>ます。10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は65.41㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを内積みする計画です。</p> <p>また、申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が1台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。また、都市計画法に基づく、開発の許可要件については、農家住宅のため、許可不要である旨を桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載の</p>

	<p>とおりで。</p> <p>本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可日から1年1カ月間となっておりますので、期間に問題はございません。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的は工事用車両駐車場です。</p> <p>申請地の道路向かいで、特別養護老人ホームの建設工事が行われており、その工事用車両の駐車場が必要とのことで、今回の申請に至っております。なお、特別養護老人ホームの建設手続きについては、農地法上の許可は取得済みとなっております。</p> <p>転用面積は695㎡で、ブルーシートを敷いた上に5m鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は23台で、工事用車両や作業員の通勤車両なども駐車する計画となっております。</p> <p>被害防除策として、木柵を設置する予定となっております。また、排水の放流等については予定されておられません。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
堀口委員	<p>現地に入っていた目印の位置が、利用計画図に記載されている位置と異なっていましたが、どちらが正しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>利用計画図に記載さえしている位置が正しいものとなります。代理人へ確認したところ、現地に入れた目印は、あくまでも目安として入れただけのことでした。一時転用を行う際には、利用計画図のとおり転用するよう事務局より指導いたします。</p>
議長	<p>他に質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第2号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案第2号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらの転用目的は、自己用住宅敷地です。 申請地は、令和5年1月20日付けで農用地区域から除外されております。10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、農地区分は第2種農地と考えております。 本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、第2種農地でも立地基準は満たしていると考えられます。 建築面積は110.96㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地農地との境界には、被害防除として木製板を内積みする計画です。 また、申請地には、2台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。 また、都市計画法に基づく、開発の許可要件については、許可見込みがある旨を桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。          それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。          第2号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。          続きまして、第2号議案第3号件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。          転用目的はガーデニング教室（敷地拡張）となっており、農地区分は、第3種農地と考えております。          その理由は、申請地から500m以内に2つの教育施設があり、前面道路にガス管及び水道管が埋設されているからです。          第3種農地は原則許可することとなっており、周囲に被害を及ぼさないと認められる場合、農地転用はやむを得ないと考えることができます。          本件は、自宅の隣接地にガーデニング教室を整備する案件であり、周囲が宅地に囲まれていることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと考えられます。          転用に至った経緯と面積の必要性については、土地利用計画図と理由書をご覧くださいと思います。          なお、今回の計画に伴い、新たな建築行為や排水計画はございません。          建築行為がないことから、都市計画法に基づく開発許可は不要となることを桶川市建築課に確認済みとなっております。          事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。          申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いた</p>

	<p>します。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。  第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  つづきまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。  基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。  申請数は、新規のものが9筆、解約が1筆の、計10筆となっております。  まず1件目ですが、2筆、3,187㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。借受人の農作業従事状況から、耕作するうえでも問題はないと考えられます。  次に、2件目ですが、7筆、5,180㎡となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は3年間となっております。借受人の農作業従事状況から、耕作するうえでも問題はないと考えられます。  次に、3件目ですが、1筆、991㎡となっております。こちらは、賃貸借権の解約となっております。  事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。  申請地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第3号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。</p> <p>特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園などを運営する場合に活用されています。</p> <p>但し、それには、いくつかの条件があります。</p> <p>1つ目は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること。 2つ目は、10a未満で相当数の者を対象に貸付けること。 3つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。</p> <p>以上の条件を満たす場合に貸付けることができ、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。</p> <p>「健康いきいき農園」は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、貸主等は資料記載の通りです。 また、申請農園は9件で、全て更新の案件となっております。</p> <p>なお、現地については事務局で確認しましたが、全て適正に管理されており、特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。詳細は現地調査結果資料の写真をご覧いただければと思います。(必要に応じて、写真の説明をする)</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 第4号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして、第5号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することになっております。</p> <p>また、こうした活動について、成果目標及び活動目標を定め、その結果を点検し、公表することになっております。これまでは、事務局のほうで、目標を定め、結果の集計を行ってまいりましたが、委員の皆様にもこうした目標を定め、活動をしていることについて、理解を深めていただければと考えております。内容の詳細については、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  第5号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。  第5号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。  続きまして次第の5「報告事項」に入ります。  事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法5条の届出が8件となっております。転用目的は、すべて住宅敷地となっております。</p> <p>なお、令和5年3月3日までに行われた専決処分となっております。  事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>



事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年4月18日(火)の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年4月25日(火)の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後3時11分</p>